

意見書

平成21年1月30日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙(別冊含む)のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

検証結果案	意見
	<p>【はじめに】</p> <p>■競争セーフガード制度の目的は、「公正競争要件の有効性を定期的に検証すること」とされていますが、本来「セーフガード」は問題を未然に防ぐための安全装置・保護装置です。昨年度に引き続き、本年度の検証において、所要の措置を要請するに至らず「注視する」とされた事項がありますが、「注視する」のみでは既に発生している問題の悪化を招きかねません。したがって、昨年度から懸念事項が継続されている場合には、より踏み込んだ検証を行い、問題がある事項について、NTT東・西に公正性担保のための措置等を講じさせることが必要です。</p> <p>■また、行政指導を踏まえて講じられたNTT東・西による措置については、単にNTT東・西からの報告が行われたのみであり、当該措置が適切にとられたかどうか、検証が行われていない状況です。そのため、本年度の検証においても、昨年と同様の懸念事項が多く指摘されており、事態は依然として改善されていません。競争セーフガード制度の実効性を担保するためには、NTT東・西による自己申告に頼るだけでなく、NTT東・西が公正競争を担保するために必要な措置を適切にとり、正しく運用されているかを、客観的に検証できる仕組みが必要です。</p> <p>■現行制度の枠組みでは、NTTグループの市場支配力を排除することに限界があるため、現行の公正競争ルールそのものを見直し、抜本的な措置に向けた議論を早急に開始すべきです。ボトルネック設備に起因するアクセス回線の公正競争上の問題、持株体制を基盤としたグループドミナンスの問題を抜本的に解決しないまま、NTT東・西の事業領域の拡大（ISP事業）やNTTグループ内連携（FMC、放送等のサービス）を容認すべきではないと考えます。</p>
(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>(ア) 指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか、CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線等をボトルネック性の判断に含めるべきかという論点について</p> <p>■「昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要</p>

		<p>件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である」とする検証結果は適当であると考えます。</p>
	<p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>(ア) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の次世代ネットワーク（以下「NGN」という。）、地域IP網及びひかり電話網等を指定の対象から除外すべきかという論点について</p> <p>■「これらの論点に係る設備については、08年3月のNGN答申において、指定の対象とすることが必要との考え方が示されたところであるが、今回の検証時点では、特段の状況の変化はないことから、その考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である」とする検証結果は適当であると考えます。</p> <p>(イ) イーサネット等のデータ通信網、加入者光ファイバ、局内装置類及び局内光ファイバについて第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点について</p> <p>■「昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である」とする検証結果は適当であると考えます。</p> <p>(ウ) 屋内配線を第一種指定電気通信設備に指定すべきという論点について</p> <p>■屋内光ファイバの転用については、ビジネススペースの協議となるため、提供範囲の同等性や、料金の算定根拠が不明である等、NTT東・西自身と競争事業者との公正競争条件の確保に限界があると考えます。</p> <p>したがって、NTT東・西の屋内配線については第一種指定電気通信設備として指定し、屋内配線の転用・使用及び工事等について、ルール化に向けた議論を行うことが必要と考えます。</p>
	<p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p>	<p>(ア) NGN、地域IP網及びひかり電話網に係る機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点について</p> <p>■NGN答申で整理されたとおり、引き続きアンバンドル機能の対象とする検証結果は適当であると考えます。</p> <p>ただし、FTTH市場は、依然としてNTT東・西と他の事業者は対等には競争できない市場環境にあり、NTT東・西のシェア拡大に歯止めがかからない状況です（*）。最早「FTTH市場における事業</p>

		<p>者間の進展状況を注視する」段階ではなく、総務省は、早急にF T T H市場を活性化させるために、分岐端末回線単位での加入ダークファイバの接続料の設定等、必要な措置を講じるべきであると考えます。</p> <p>(*) 電気通信事業分野の競争状況に関するデータによると、2008年6月、F T T H契約数が1300万を超え、DSL契約数を初めて上回ったが、契約数の伸び率で見ると、2005年6月(前期比17.8%増)から2008年9月現在(前期比5.2%増)まで鈍化傾向が続いている。</p> <p>一方、同期間におけるN T T東・西のF T T H契約数シェアは、58.3%(2005年6月)から73.4%(2008年9月)へと拡大を続けており、競争事業者のシェアも41.7%から26.6%へと減少している。このように、F T T H契約数全体の伸びは鈍化する一方、N T T東・西のシェアは依然として上昇を続けており、競争が機能していないことにより市場の活性化が停滞している。</p>
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等</p>	<p>ア N T T及びN T T東・西に所要の措置を要請する事項</p>	<p>(ア) N T T東西の116窓口及びウェブサイトにおいて、利用者が加入電話移転転居の手続を行う際にフレッツ光サービスの営業活動が行われており、累次の競争ルールに反しているとの指摘について</p> <p>■N T T東・西の加入電話の顧客情報をフレッツサービスの営業活動に利用することが禁止されているものの、その後もフレッツサービス受付センターと116窓口は一体で運用されている実態が伺えます。実効性を確保するため具体的にどのような措置が講じられたのか、実態の内部検証を通じた正確な把握が早急に必要です。競争事業者の直収サービスユーザの引越しや故障対応等の業務を通じて知り得た顧客情報をもとに、N T T東・西が営業活動をしていないか、併せて検証することが必要と考えます。</p> <p>116窓口等を通じた競争阻害的なフレッツ光等の営業活動が行われているようであれば、営業面でのファイアーウォールを確保するため、窓口の所在地及び対応者を物理的に分離する等の抜本的措置が講じられるべきと考えます。</p> <p><事例></p> <p>①引越し等に伴いお客様が「116」へ連絡する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションへの引越しの際、当社ひかり one サービスの利用を仮申込みいただいたお客様に対し、当社から後日連絡をしたところ、番号ポータ手続きの際にN T T「116」が(「引越し先では、既にBフレッツが入っている」等の) Bフレッツ解約阻止またはBフレッツ勧誘等を展開していたため、お客様が当社への申込みを取り

		<p>下げられた等、複数の事例あり。</p> <p>②NTT東日本をはじめNTTグループ各社が出資するテルウェル東日本の組織では、「NTTフロント営業事業本部」の中に、Bフレッツ等の営業を行う「営業推進部」と、116センタ運営を行う「116事業部」が設置されている。「営業面のファイアーウォール」が有効に機能していない恐れもあるため、人員的・物理的に分離されているかどうか等、より踏み込んだ検証を行うことが必要。</p> <p>【②は別冊：資料1を参照】</p> <p>(イ) NTT東日本の「フレッツ・テレビ」サービスは、放送事業への参入が認められていないNTT東日本の実質的な放送事業への参入であるとの指摘について</p> <p>■「フレッツ・テレビ」において、本来、アクセスサービスのみ提供する立場にあるNTT東・西が、前面に出てコンテンツサービスを提供しているように見せる営業手法は、NTTブランドを利用したグループ市場支配力の濫用であり、このようなグループ一体営業は、公正競争上問題です。</p> <p>特にNTT東・西は本体で放送サービスを提供することを禁じられていることに鑑みれば、NTT東・西のフレッツ経由で提供される地上デジタル放送等の放送サービスは、提供主体である子会社・関連会社等が自ら宣伝・広告、営業活動を行うべきであり、NTT東・西が前面に出る形でフレッツサービスの販売戦略の中で放送を訴求すべきではありません。NTT東・西が提供主体であるかのような宣伝広告が、様々な広告媒体で展開されているため、正確な提供主体の明示等、早急に広告手法の適正化を行うことが必要と考えます。</p> <p><事例></p> <p>①「NTT東日本」が提供主体であるかのような「フレッツ・テレビ」のタクシー・ラッピング広告【別冊：資料2を参照】</p> <p>②家電量販店における「フレッツ・テレビ」の一般ユーザ向けパンフレット（「サービス提供事業者」及びパンフレットの発行元は「東日本電信電話会社」と明記されている）等【別冊：資料3を参照】</p> <p>(ウ) NTT東西の県域等子会社（100%子会社）はNTT東西と実質的に一体であるとみなし、禁止行為規制を適用すべきとの指摘について</p> <p>■行政指導を踏まえて講じられたNTT東・西による措置は、単にNTT東・西からの報告が行われたのみであり、当該措置が適切にとられ</p>
--	--	---

		<p>たかどうか、検証が行われていない状況です。そのため、本年度においても、子会社を通じたグループ各社との脱法的な連携事例が指摘されており、事態は依然として改善されていません。</p> <p>NTT東・西の営業活動を受託している県域等子会社は、実質的にNTT東・西本体と同一であるとみなせます。NTTの分離・分割等の構造的措置や活用業務に対する公正競争条件担保のため、県域等子会社をNTT東・西本体と同一とみなし、県域等子会社を禁止行為規制、特定関係事業者等の競争ルールの適用対象範囲に加えることが適当と考えます。</p> <p>なお、電気通信事業の一層の発展と電気通信利用者の利便の増進をはかるなど、我が国経済社会の発展に寄与することを目的として認可された財団法人（日本電信電話ユーザ協会）の全国都道府県の各支部や各地区協会の事務局が、県域等子会社のビル内に設置されており、また、それらの事務局が、商工会議所や地場企業等の会員向けに、NTTグループ各社社員が講師となった「ブロードバンドセミナー」・講演会等を開催しているケースや、会員特典としてNTTグループ各社の商品・サービスについて割引サービスを取り次いでいる等のケースが見受けられます。このように全国都道府県の各支部や各地区協会の事務局が、NTTグループ各社の営業拠点となっていることにより、県域等子会社をはじめ、NTTグループ各社間での内部相互補助、情報共有及び共同営業が行われている懸念があることから、このような事例についてもより踏み込んだ検証を行うことが必要と考えます。</p> <p>【別冊：資料4参照】</p> <p><事例></p> <p>①日本電信電話ユーザ協会では、主な会員特典として、「NTTグループ会社が提供しているサービス・商品の一部」を「会員向けに特別価格で提供」。例えば、NTTドコモの携帯電話料金の大幅な割引、Bフレッツ等の（奨励金制度による）割引、電話帳/iタウンページ広告料の割引、ぷらら（Bフレッツ対応コース等）入会初期費用の割引等があり、NTTグループ各社間の内部相互補助等が懸念される。</p> <p>②日本電信電話ユーザ協会では、定期的にイベントが開催され、NTTグループ各社が同社のサービスを訴求しており、財団の活動内容がNTTの受注につながっている可能性もある。これは実質的な共同営業とも考えられる。</p>
	イ 引き続き注視する事項	<p>(ア) NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報を自社の営業に利用しているという指摘について</p> <p>■行政指導を踏まえて講じられたNTT東・西による措置は、単にNT</p>

		<p>NTT東・西からの報告が行われたのみであり、当該措置が適切にとられたかどうか、検証が行われていない状況です。昨年度に引き続き同様の事例が指摘されており、「引き続き注視する」では不十分であると考えます。公正性担保のため、具体的にどのような措置を講じているかNTT東・西に実施状況を報告させ、それに関し他社の意見を聞いた上で、改めて公正性が担保されているのか客観的な検証を行うことが必要です。問題がある事項については、NTT東・西に必要な追加的措置等を講じさせ、実施状況を報告させるとともに、事後検証も併せて徹底すべきと考えます。</p> <p>(イ) ドコモショップにおいて、NTTグループ他社商品の取扱いを禁止する措置が必要との指摘について</p> <p>■公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西が、NTTドコモやグループ内のMVNO事業者と連携するFMCは、事業者間のサービス共有化が図られ、ブランド力を含めNTTグループの総合的な市場支配力がさらに発揮されるおそれがあることから、公正競争上大いに問題であり、認めるべきでないと考えます。</p> <p>NTT東・西が不当な優遇等をしていないことを第三者が内部から検証するための検証体制の構築等の措置が講じられない限り、NTTドコモショップ（販売代理店）等における携帯電話端末とNTT東・西のフレッツのセット販売を禁止すべきです。</p> <p>(ウ) NTT東西又はNTTドコモによるFMCサービスの提供が自己の関連事業者と一体となった排他的な業務等に当たるとの指摘について</p> <p>■<上記（イ）の意見に同じ></p> <p>(エ) 家電量販店で、NTT東西がOCNを優先的に取り扱っているおそれがあるとの指摘、OCNwith フレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘について</p> <p>■再編成に関する基本方針においてNTT東・西とNTTコミュニケーションズの共同営業は禁止されているにも関わらず、販売代理店自らの営業戦略に基づいたものであるとして、実態としてNTT東・西とNTTコミュニケーションズの共同営業となる活動が現在も行われています。</p>
--	--	--

		<p>例えば、家電量販店において、NTT西日本が設置した専用ブースにて、NTT西日本から派遣された販売員がOCNwith フレッツ等を実質的に販売している等、複数の事例が指摘されています。</p> <p>本年度も上記のような事例が指摘されており、「引き続き注視する」では不十分であると考えます。行政指導を踏まえて講じられたNTT東・西による措置は、単にNTT東・西からの報告が行われたのみであり、当該措置が適切にとられたかどうか、検証が行われていない状況です。公正性担保のため、具体的にどのような措置を講じているかNTT東・西に実施状況を報告させ、それに関し他社の意見を聞いた上で、改めて公正性が担保されているのか客観的な検証を行うことが必要です。問題がある事項については、NTT東・西に必要な追加的措置等を講じさせ、実施状況を報告させるとともに、事後検証も併せて徹底すべきと考えます。</p> <p>(オ) NTTファイナンスによるNTTグループカードの「おまとめキャッシュバックコース」(以下「特典」という。)が、NTTファイナンスを介したグループ各社の優先的取扱いに該当するとの指摘について</p> <p>■昨年度に引き続き同様の事例が指摘されており、「引き続き注視する」では不十分であると考えます。</p> <p>NTT持株会社の傘下にあるNTTファイナンスが、公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西とNTTドコモ等、NTTグループ各社の実質的なセット割引を実施することは、実効上排他性があり、競争を排除するものと考えます。公正性担保のため、具体的にどのような措置を講じているかNTT東・西に実施状況を報告させ、それに関し他社の意見を聞いた上で、改めて公正性が担保されているのか客観的な検証を行うことが必要です。問題がある事項については、NTT東・西に必要な追加的措置等を講じさせ、実施状況を報告させるとともに、事後検証も併せて徹底すべきと考えます。</p> <p>(カ) ドライカップパの新規工事と解除工事における工事設定可能日について公平性を確保すべきとの指摘について</p> <p>■引き続き同様の事例が発生した場合には、NTT東・西が差別的な取扱いをしていないことを第三者が内部から検証するための検証体制の構築等の措置を講じることが必要と考えます。</p> <p>(キ) NTT東西及びNTTドコモの通信レイヤーにおける市場支配力</p>
--	--	---

		<p>がグループの連携等を活用して上位レイヤーへ不当に行使されていないか適時検証すべきとの指摘について</p> <p>■ 公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西が展開するサービスについては、上位レイヤーに対して、レバレッジを行使することによって市場を歪め公正競争上の問題を生じていないか、改めて検証すべきと考えます。</p> <p>(ク) NTT西日本のフレッツ光のウェブサイトには、電話番号から住宅の種別を判別してサービスを案内する機能があり、また、電話帳等で公表していないにもかかわらずNTT西日本の販売代理店からフレッツ光の電話勧誘やDMの送付が行われていることから、NTT西日本が加入電話の顧客情報を利用して営業活動を行っているおそれがあるとの指摘について</p> <p>■ 昨年度に引き続き同様の事例が指摘されており、「引き続き注視する」では不十分であると考えます。</p> <p>NTT東・西が加入電話の顧客情報をフレッツサービス等の営業に活用することのないよう、顧客情報管理体制（運用）の検証を可能とするための仕組み（第三者による内部からの検証体制の構築）等の措置をNTT東・西に講じるべきと考えます。</p> <p>(ケ) IPv6マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東西とISPとの間で行われている協議が公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要との意見について</p> <p>■ ボトルネック設備に起因する市場支配力を有するNTT東・西自身がISP事業を営むのであれば、もはや活用業務の問題ではなく、NTTの在り方そのものの問題であるため、本件については速やかにNTTの組織問題と併せて議論されるべきと考えます。</p> <p>(コ) NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要との指摘について</p> <p>■ NTT東・西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施しているとしていますが、役員兼任、在籍出向が明確に法律上禁止されているのは、NTT東・西とNTTコミュニケーションズ間のみであり不十分であると考えます。違反した際の罰則等も規定されておらず、役員兼任の禁止等がどの程</p>
--	--	---

		<p>度履行されているのか外部からは判断できない状況です。</p> <p>競争の領域が、移動体・映像・ソリューション領域等へ拡大することに伴い、NTTグループ連携が益々強化されています。このため、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力の濫用を防止する観点から、まずは役員兼任等によるNTTグループ一体経営を防止するため、特定関係事業者としてNTTドコモ・NTTデータ・NTT-ME等を指定することが必要と考えます。</p> <p>(サ) NTTグループの法人営業の集約により、NTT東西とNTTコミュニケーションズが共同で営業活動を行っているように見えるという等の指摘について</p> <p>■昨年度に引き続き同様の事例が指摘されており、「引き続き注視する」では不十分であると考えます。</p> <p>NTTコミュニケーションズに提供された法人顧客の情報は、当社等他の電気通信事業者には提供されていません。「NTTの承継に関する基本方針」における「地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間の者として同一とすること」との条件に反しており、既に公正競争を阻害していると考えます。公正性担保のため、具体的にどのような措置を講じているかNTT東・西に実施状況を報告させ、それに関し他社の意見を聞いた上で、改めて公正性が担保されているのか客観的な検証を行うことが必要です。問題がある事項については、NTT東・西に必要な追加的措置等を講じさせ、実施状況を報告させるとともに、事後検証も併せて徹底すべきと考えます。</p> <p>なお、電気通信事業の一層の発展と電気通信利用者の利便の増進をはかるなど、我が国経済社会の発展に寄与することを目的として認可された財団法人（日本電信電話ユーザ協会）の全国都道府県の各支部や各地区協会の事務局が、県域等子会社のビル内に設置されており、また、それらの事務局が、商工会議所や地場企業等の会員向けに、NTTグループ各社社員が講師となった「ブロードバンドセミナー」・講演会等を開催しているケースや、会員特典としてNTTグループ各社の商品・サービスについて割引サービスを取り次いでいる等のケースが見受けられます。このように全国都道府県の各支部や各地区協会の事務局が、NTTグループ各社の営業拠点となっていることにより、県域等子会社をはじめ、NTTグループ各社間での内部相互補助、情報共有及び共同営業が行われている懸念があることから、このような事例についてもより踏み込んだ検証を行うことが必要と考えます。</p>
--	--	--

【別冊：資料4参照】

<事例>

- ①日本電信電話ユーザ協会では、主な会員特典として、「NTTグループ会社が提供しているサービス・商品の一部」を「会員向けに特別価格で提供」。例えば、NTTドコモの携帯電話料金の大幅な割引、Bフレッツ等の（奨励金制度による）割引、電話帳/iタウンページ広告料の割引、ぷらら（Bフレッツ対応コース等）入会初期費用の割引等があり、NTTグループ各社間の内部相互補助等が懸念される。
- ②日本電信電話ユーザ協会では、定期的にイベントが開催され、NTTグループ各社が同社のサービスを訴求しており、財団の活動内容がNTTの受注につながっている可能性もある。これは実質的な共同営業とも考えられる。

(シ) NGNに係る活用業務が認可されたことにより、NTT東西の業務範囲が拡大し、NTT東西の一体化が進行しており、公正競争環境確保の観点からは、現状の措置のみでは不十分ではないかとの指摘について

■活用業務でのNTT東・西の事業領域拡大、中期経営戦略に見られるグループ連携強化等により、構造的措置（NTTドコモ分離、NTT再編成）の趣旨が形骸化していると考えます。ボトルネック設備とNTTグループの市場支配力の問題が解決されないまま、これまでに活用業務が認可されてきたこと自体が問題と考えます。

今回も上記問題を解決しないまま、NTT東・西の事業領域拡大につながるNGNを利用した活用業務を認可したことは適切ではなく、公正競争の確保のためのルール整備を速やかに講じるべきと考えます。

(ス) NTT東西の加入電話の移行をてこにしたひかり電話の営業行為は、公正競争上問題であるとの指摘について

■検証結果（案）に示されているとおり、「加入電話からNTT西日本のひかり電話への移行が公的施策であるかのような誤解を招きかねない広告物」の配布や、ジュピターテレコムが指摘しているとおり、「『地デジ対策』を前面に押し出し、NTT東日本のロゴを冠した広告をテレビ、鉄道、新聞等で広範囲かつ大々的に展開」といった広告手法は、公社時代から認知されてきたNTTのブランド力を活用したものであり、事業者間の公正競争上の問題を招く可能性もあるため、これらの宣伝・広告手法は一切禁止されるべきであり、訂正広告等、適正化のために必要な措置を早急に講じるべきと考えます。

<p>ウ その他の事項</p>	<p>(ア) NTT東西がフレッツ光の単独設置を条件として棟内光ファイバを無償で提供する営業活動は、公正競争の排除につながるため問題との指摘について</p> <p>■屋内光ファイバの転用については、ビジネススペースの協議となるため、提供範囲の同等性や、料金の算定根拠が不明である等、NTT東・西自身と競争事業者との公正競争条件の確保に限界があると考えます。</p> <p>したがって、NTT東・西の屋内配線については第一種指定電気通信設備として指定し、屋内配線の転用・使用及び工事等について、ルール化に向けた議論を行うことが必要と考えます。</p> <p>(イ) NTTドコモ等をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきという指摘について</p> <p>■競争の領域が、移動体・映像・ソリューション領域等へ拡大することに伴い、NTTグループ連携が益々強化されています。このため、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力の濫用を防止する観点から、まずは役員兼任等によるNTTグループ一体経営を防止するため、特定関係事業者としてNTTドコモ・NTTデータ・NTT-ME等を指定することが必要と考えます。</p>
<p>その他</p>	<p>■公衆電話の利用者の便益増進を図ること、国民生活の充実に資するとともに電信電話事業の発展に寄与することなどを目的に、公益法人として認可された財団法人（日本公衆電話会）が、実質的に特定事業者（NTT東・西）の競争サービス（フレッツ光等）の営業活動を行っている事例が見受けられます。</p> <p>ユニバーサルサービスとして基金補助を受けている公衆電話事業からフレッツ光等への内部相互補助等が行われていることの懸念もあるため、より踏み込んだ検証を行い、実態を把握することが必要と考えます。【別冊：資料5参照】</p> <div data-bbox="660 1570 1522 1621" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <small>(ユニバ料)</small> → NTT東・西 → <small>(公衆電話委託料)</small> → 会員 → <small>(会費)</small> → 財団法人 → <small>(NTT東・西のフレッツ光等の販売)</small> </div> <p><事例></p> <p>①主な会員特典には、「会員に有効な新しいメディア情報の提供」として「NTTからの新サービスのご紹介」や、「その他のメリット」として「BフレッツやADSLなどインターネットサービスのお得な販売取次ぎ」があるとされている。</p> <p>②会費は、「NTTから支払われる公衆電話受託手数料と相殺していただくこととなっています」とされている。</p>

	③「Bフレッツ・ADSL情報取次において顕著な成果を収められた」会員、また、「Bフレッツ契約の増進につながるラック設置取次に貢献された」会員に対し、会長表彰が行われている。
--	--

＜別冊＞
競争セーフガード制度に基づく検証結果案(2008年度)
に対する当社意見

* 文中では敬称を省略しております。

2009年1月30日

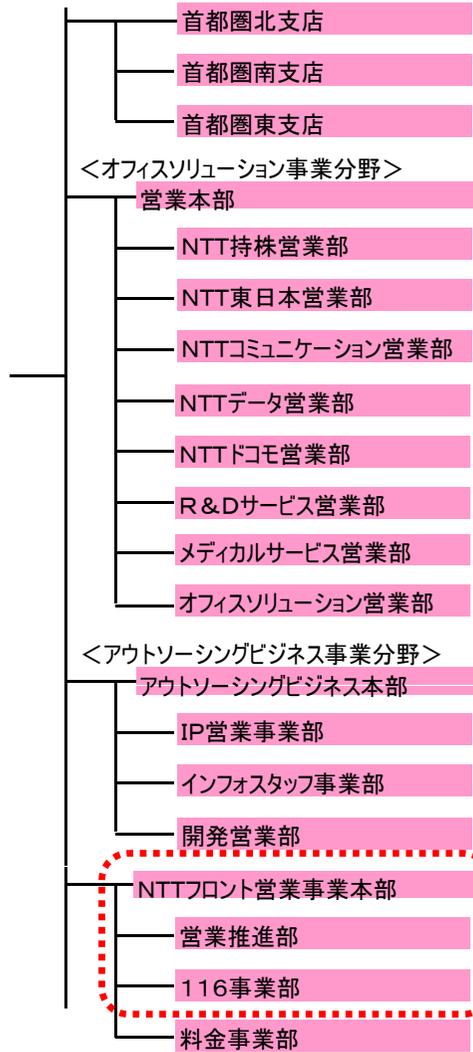
KDDI株式会社

項目	内容
設立	平成13年4月2日 (昭和27年2月設立の財団法人 電気通信共済会より収益事業を継承し、株式会社として設立)
事業内容	1 建物等の清掃、警備・受付・案内等総合管理に関する業務 2 事務用什器・オフィス用品等の販売 3 一般労働者派遣及び特定労働者派遣事業 4 介護保険等に基づく居宅介護支援事業・訪問介護事業等 5 不動産の分譲・売買・賃貸借等及び土地・建物の維持管理等業務 6 貨物運送取扱業務 7 情報通信システム等に関する工事・保守・維持管理等業務 8 各種通信機器に関する販売・工事・保守・維持管理等業務 9 各種電気通信設備等に関する工事・保守・維持管理等業務 10 電報受付及び配達業務 11 公衆電話ボックスの清掃・設置・料金収集及び電柱広告関連業務 12 NTTグループ会社等の福利厚生施設に関する業務 13 前各号に付帯関連する一切の業務
代表取締役社長	笹倉 信行
株主構成	東日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
売上高	818億円 *平成19年度
従業員数	11,800名 *平成20年4月1日現在

組織、事業概要等については次頁参照

*テルウエル東日本HPを基に当社で作成。(下線部は当社で追記)

組織図(一部抜粋)



商品・サービス案内

ビジネス支援 アウトソーシングビジネス事業分野2 (NTTフロント営業系)

■ 営業推進

○ Bフレッツ・IP電話等の営業

■ 116事業

○ 116センタ運営

■ 料金事業

○ 料金センタ運営

事業概要

- 業務推進担当
運営状況の把握・分析、販売強化・サービス向上施策の策定・推進 等。
- 業務改善担当
業務改善施策の策定・推進 等。
- 育成担当
人材育成に関する業務(育成・研修計画等) 等。
- 東京サポートセンタ
センタ業務支援。
- 盛岡116センタ・八戸116センタ・山形116センタ
注文受付、問合せ対応。

* テルウエル東日本HPを基に当社で作成。



- * 埼玉県内で走行するタクシー。(当社撮影)
「NTT東日本」、「フレッツ・テレビ」等の表示はあるが、提供主体である「株オプティキャスト」が明示されていない。

フレッツ・テレビなら!
地デジ/BSデジはもちろん、専門チャンネルまで楽しめる!
フレッツ・テレビ @ スカパー!光

映画やドラマはもちろん、アニメやドキュメンタリーなど、その他のジャンルも充実! 約280chの専門放送!

約280ch

お好みに合わせて選べる3つのプラン! 組み合わせはあなた次第!

セットプラン 内容詳細はこちら	スカパー!光アラカルトコース 1チャンネルごとのお楽しみで、幅広いジャンルをお楽しみください!	50ch スカパー!光 パックコレクションコース 映画50チャンネルを じっくりお楽しみください!	88ch スカパー!光 パックコース パワフルな88チャンネルを じっくりお楽しみください!
戸建て にお住まいの場合	フレッツ光 + フレッツ・テレビ ¥6,142.5円(税込) + 月額利用料	スカパー!光アラカルトコース ¥725円(税込) + 月額利用料	スカパー!光パックコレクションコース ¥3,675円(税込) + 月額利用料
マンション にお住まいの場合 ※お申し込みの際は お申し込みのマンション にサービスが対応していることを ご確認ください。	フレッツ光 + フレッツ・テレビ ¥4,252.5円(税込) + 月額利用料	スカパー!光アラカルトコース ¥725円(税込) + 月額利用料	スカパー!光パックコレクションコース ¥3,675円(税込) + 月額利用料
	スカパー!光パックコース ¥4,275円(税込) + 月額利用料	スカパー!光パックコース ¥4,275円(税込) + 月額利用料	スカパー!光パックコース ¥4,275円(税込) + 月額利用料

※1 別途、画面上のCSデジタルチャンネルを1チャンネルお楽しみください。月額利用料は別途です。フレッツ・テレビとスカパー!光の各コースの組み合わせは「スカパー!光CSデジタルサービス」をご覧ください。CSデジタルサービスは、月額利用料がかかります。また、「スカパー!光パックコレクションコース」については詳細が異なります。※2 フレッツ光のチャンネルタイプ、を視聴方法、プロバイダサービス、の無料の各種特典などによりサービスが利用できる場合があります。サービスをご利用いただけない場合があります。

光接続方式とは? お家で定めた品質のブロードバンド環境を提供するために、NTT東日本東日本ビルからマンション内部にまで直線光ファイバーを引込む方式のことです。お住まいのマンションが対応かどうかは、管理会社などへお問い合わせください。

■フレッツ光について
 ●「フレッツ光」とはNTT東日本が提供する光ブロードバンドサービス(サービス名)であり、「フレッツ 光ネクスト」および「フレッツ」の総称です。●提供エリアや提供条件についてはフレッツ公式サイト(https://flets.com)をご覧ください。●提供エリアがなくても、経過中にお住まいの地域や、ご利用いただける場合があります。●「フレッツ」から「フレッツ 光ネクスト」へ変更する場合は、お住まいの「フレッツ 光ネクスト」から「フレッツ」へ変更する際は工事費が必要です。また、一部ご利用いただけるサービスやご利用の条件、施設などが必要となる場合があります。

■スカパー!光について
 ●複数のテレビでスカパー!光の専門チャンネルを2台に接続する場合は、テレビ台ごとにCSデジタルチューナーが必要ですが、テレビ1台ごとに1コースの料金が掛かります。●スカパー!光の申し込み、ご契約は個人のお名義になります。

フレッツ光などに関するご相談、受付は当社で、提供エリアおよび詳しくは販売担当者までお気軽にお問い合わせください!

サービス提供事業者
 東日本電信電話株式会社
0120-116116
 営業時間: 午前9時~午後9時
 土日・祝日も受付(年末年始を除く)

※詳細内容および販売価格については、NTT東日本エリア(北海道、東北、関東・甲信越)のものとなります。※本冊子には、商品ごとの価格込みの価格を表示していますが、電装の取付をお問い合わせの場合は、お手元で計算された額と実際の請求額が異なる場合があります。※本冊子に掲載された情報は平成21年1月現在のものです。平成21年1月発行/東日本電信電話株式会社

「サービス提供事業者」及びパンフレットの発行元が「東日本電信電話株式会社」となっているため、「フレッツ・テレビ」の提供主体はNTT東であるとの誤解を与える。

NTT 東日本

あなたのテレビに光をさしこんで、「地デジライブ」をおもいっきり楽しもう!

テレビに光を。

FLET'S 光 で実現できる!

アンテナ要らずの地デジ対策!!!

フレッツ・テレビ

下記のエリアでご利用いただけます!

提供エリア
 平成21年1月現在
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、福島県
 の各一部地域で提供中!

※「フレッツ・テレビ」の提供エリアについては、最新版の案内書までお問い合わせください。

お申し込み受付中!!!

FLET'S 光 で実現できる地デジ対策をあなたも始めてみませんか?

詳しくは中面に!

項目	内容
設立	設立許可日:昭和51年3月29日 許可番号:郵官秘第292号
目的	この法人は、電気通信事業に関する調査、研究及び情報の収集、提供等を行うとともに、電気通信サービスについての意見、要望等の関係機関への建議を行うほか、電気通信利用についての相談及び指導を行うことにより電気通信事業の一層の発展と電気通信利用者の利便の増進をはかり、もって我が国経済社会の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信の利用実態ならびに電気通信サービスに関する利用者の意向等についての調査活動 2. 電気通信サービスについての意見、要望等の関係機関への提出 3. 電気通信関係情報の周知及び知識の普及活動ならびに機関誌の発行 4. 電気通信の利用に関する相談、指導及び奨励 5. 電気通信施設の従事者に対する教育、研修 6. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
会長／副会長	山本 恵朗／小原 暉章
会員数／職員数	会員数 94,465会員(平成20年3月末日)／職員数 69名(同左) ・地方組織として全国47都道府県に設置している支部の下、約350の地区協会が地域に密着した活動を行っています。
スポンサー	NTT持株、NTT東・西、NTTコム、NTTドコモ、NTTデータ、(社)日本テレマーケティング協会
主な会員特典	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者のためのIT活用情報誌「テレコム・フォーラム」発刊・配布 ・ブロードバンドセミナー(NTTグループ各社が講師) ・旅行・宿泊割引 ・HP診断、IT相談(会員価格) ・電話対応コンクール(会員価格) ・パソコン研修(会員無料) ・「NTTグループ会社が提供しているサービス・商品の一部」を「会員向けに特別価格で提供」。例えば、NTTドコモの携帯電話料金の大幅な割引、Bフレッツ等の(奨励金制度による)割引、電話帳／iタウンページ広告料の割引、ぶらら(Bフレッツ対応コース等)入会初期費用の割引等。
会費	・年間5,000円程度(地区により異なる)

・小原氏は、NTT持株、情総研等において役員経験がある模様。

・各地区の事務局は、NTT東・西の県域子会社ビル(法人営業部等)内に設置されている。
 例えば、川崎、横須賀・三浦、湘南、平塚等の地区協会は、「NTT東日本一神奈川 法人営業部ユーザ協会担当」が所在地としてHP上でも記載されている。

* (財)日本電信電話ユーザ協会HP等を基に当社で作成。(下線部は当社で追記)

資料5: (財)日本公衆電話会(PCOM)

項目	内容
設立	・1972年8月、郵政大臣の許可を得て設立された公益法人
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話の利用者の便益増進を図る ・公衆電話の運営に関する改善向上についての調査、研究 ・公衆電話受託者の啓発 ・国民生活の充実に資するとともに電信電話事業の発展に寄与
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究 公衆電話の利用態様及び利用者の意向 公衆電話の管理運営及び利用環境 ・受託者の啓発 ・機関紙の発行 ・受託者の福利厚生及び相互共済 ・その他目的を達成するために必要な事業
会長	井関雅夫
会員 会員数	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話受託者を会員とする。 ・会員:全国約95,000名(平成20年3月末現在)
主な会員特典	<ul style="list-style-type: none"> (1)会員の福利厚生と相互共済 <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話機が盗難にあったときの補償金 ・金庫内現金が盗難にあったときの見舞金(年1回限り) ・会員のご不幸のときの弔慰金 ・災害時の見舞金 ・優良会員受託者に対する各種表彰 (2)会員に有効な新しいメディア情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・NTTからの新サービスのご紹介 ・インターネット研修会、パソコン教室、ITセミナー等へのご参加 ・情報誌「公衆でんわ」や「日公会支部だより」等による会員相互の交流 (3)その他のメリット <ul style="list-style-type: none"> ・BフレッツやADSLなどインターネットサービスのお得な販売取次ぎ ・テレホンカードの販売指定会員へのご入会 ・「テレホンカード販売代理店契約」を締結 など
会費	<ul style="list-style-type: none"> ・1機目年間1,200円(月100円相当)、2機目年間600円(月50円相当) (なお、お支払いはNTTから支払われる公衆電話受託手数料と相殺していただくこととなっています)

・PCOM内、HP(「新年のごあいさつ」)上で、「昨年(2008年)は12月に公益法人改革関連法案が施行となり、私ども日本公衆電話会も当面は特例民法法人として従来の枠組みの中での事業運営が認められておりますが、これまでも増して『公益性』の高い活動を展開するとともに、新制度への対応を準備することとなります。」との井関会長の言葉あり。

(*)

・井関氏は、NTT持株、NTTレゾナント、NTTソルコ等において役員経験がある模様。

(*)・公益法人として、公衆電話の利用者の便益増進を図る等の「公益性」の高い活動を展開することを目的としつつ、会員特典としては、「NTTからの新サービスのご紹介」、「BフレッツやADSLなどインターネットサービスのお得な販売取次ぎ」等がある。(PCOMのHP上にも「NTTからのお知らせ」ページが存在)

・また、イベントや機関誌等において、フレッツ光等の販売促進と思われる内容あり。

(*)

・PCOM内、HP(「活動」)上で「Bフレッツ・ADSL情報取り次ぎ本部表彰式」(平成19年度)なるものが開催され、情報取次において顕著な成果を収めた地域の統括本部長等に対し、会長表彰を行ったとの情報あり。

・このほか、「Bフレッツ契約の増進につながるラック設置取次に貢献された方も表彰」した模様。

・NTTは公衆電話受託費用をPCOM会員に支払い(一部ユニバ基金から補填され)つつ、一方でPCOMを通じて、フレッツ光等の販売促進活動を行っている。